

寒川町個人情報保護条例施行規則及び寒川町個人情報保護制度運営審議会規則を
廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第9号

寒川町個人情報保護条例施行規則及び寒川町個人情報保護制度運営審議会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 寒川町個人情報保護条例施行規則（平成11年寒川町規則第28号）
- (2) 寒川町個人情報保護制度運営審議会規則（平成11年寒川町規則第30号）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。